

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月 9日
【届出者の氏名又は名称】	NMホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町 3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03) 3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 三上 二郎 / 同 大久保 涼
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NMホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目11番 1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、NMホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ワイズマンをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ワイズマン

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者が平成25年5月24日に公表した「株式分割、単元株制度導入および定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（平成25年8月9日（金曜日）から平成25年10月9日（水曜日）まで、以下「公開買付期間」といいます。）中である平成25年9月30日を基準日、平成25年10月1日を効力発生日（以下「本株式分割効力発生日」といいます。）として、対象者普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うこと（以下「本株式分割」といいます。）を決定したとのことです。また、対象者は、平成25年10月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を導入することを決定し、これに伴い、平成25年9月26日をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されるとのことです。本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の平成25年10月17日の予定であり、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしております。

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有することを主たる事業の内容として平成25年7月3日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において対象者の筆頭株主であり代表取締役会長である南館伸和氏がその発行済株式の全てを所有し、かつその代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全てを取得することにより、対象者普通株式を非公開化させ対象者の株主を公開買付者のみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することいたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）に該当し、南館伸和氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主であり代表取締役会長の南館伸和氏（本書提出日現在所有株式数：8,188株（注2）、所有割合（注3）：22.13%）、同氏が代表取締役社長を務める同氏個人の資産管理会社であり対象者の第二位株主である有限会社サウス（本書提出日現在所有株式数：6,000株、所有割合：16.22%）及び同氏の長男である南館聡一郎氏（本書提出日現在所有株式数：321株、所有割合：0.87%）（以下、南館伸和氏、有限会社サウス及び南館聡一郎氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年8月8日付で本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式（本書提出日現在所有株式数：合計14,509株、所有割合：合計39.21%）について、本株式分割により増加する株式も含め本公開買付けに応募していただく旨の合意をしております。本応募契約の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

公開買付者は、以下「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重するため、本公開買付けにおいて所有割合で69.61%に相当する株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,575,500株）を買付予定数の下限（注4）として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は買付予定数の上限を設定していませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済及び対象者の既存借入金の返済等に要する資金に使用するため、株式会社北日本銀行からの借入れ（以下「本件優先買収ローン」といいます。）及び株式会社メザニンが運営するMC03号投資事業有限責任組合からの借入れ（以下「本件劣後買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。

本件優先買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、株式会社北日本銀行から総額50億円を上限とした貸付けを受けることを予定しております。本件優先買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上、本件優先買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件優先買収ローンに係る融資契約では、本書の添付である融資証明書に記載されている貸付実行条件、及び一定の財務制限条項等の同種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。本件優先買収ローンに関しては、南館伸和氏の所有する公開買付者の普通株式並びに同氏が所有することが予定されている公開買付者の普通株式及び無議決権種類株式、南館聡一郎氏が所有することが予定されている公開買付者の普通株式、有限会社サウスが所有す

ることが予定されている公開買付者の無議決権種類株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。また、本件優先買収ローンにおいて、対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、対象者及び対象者の連結子会社が公開買付者の連帯保証人となり、対象者及び対象者の連結子会社の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。

本件劣後買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、株式会社メザンが運営するM C o 3号投資事業有限責任組合から総額5億円を上限とした貸付けを受けることを予定しております。本件劣後買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上、本件劣後買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件劣後買収ローンに係る融資契約では、本書の添付である融資証明書に記載されている貸付実行条件、及び一定の財務制限条項等の同種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。本件劣後買収ローンに関しては、南館伸和氏の所有する公開買付者の普通株式並びに同氏が所有することが予定されている公開買付者の普通株式及び無議決権種類株式、南館聡一郎氏が所有することが予定されている公開買付者の普通株式、有限会社サウスが所有することが予定されている公開買付者の無議決権種類株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。また、本件劣後買収ローンにおいて対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、対象者及び対象者の連結子会社が公開買付者の連帯保証人となり、対象者及び対象者の連結子会社の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、南館伸和氏を引受先として総額3億9,000万円を上限とした公開買付者の普通株式及び無議決権種類株式の発行、南館聡一郎氏を引受先として総額1,500万円を上限とした公開買付者の普通株式の発行、有限会社サウスを引受先として総額2億4,500万円を上限とした公開買付者の無議決権種類株式の発行を行うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとする手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、当該手続の実行後に、対象者との間で合併を行う予定ですが、その詳細及び具体的な日程等については未定です。

また、対象者が平成25年8月8日付で公表した「M B Oの実施および応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、南館伸和氏からの本取引の提案を受け、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、平成25年6月27日付で、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を、同年7月10日付で、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、同年7月2日付で、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し(具体的な諮問事項等については、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。)、南館伸和氏からの本取引に関する提案の検討を開始いたしました。その後、同年8月2日において、公開買付者から買付価格について、1株当たり450円(本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、45,000円)としたい旨の初期的な提案を受けました。これに対して、対象者は、第三者委員会での協議内容等も踏まえ、平成25年8月5日、公開買付者に対して、買付価格を1株当たり520円(本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、52,000円)に引き上げるよう要請し、これを受け、同月6日、公開買付者から、買付価格を1株当たり500円(本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、50,000円)としたい旨の最終提案を受けるに至りました。このように、対象者は、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアン(下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」にて定義しております。以下同じです。)との間で、継続的に買付価格の交渉を行ってまいりました。

対象者取締役会は、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「対象者における外部の法律事務所からの助言」記載のとおり、第三者算定機関である日比谷監査法人から、平成25年8月2日付で対象者普通株式に関する株式価値算定書のドラフトを、同年8月8日付で正式な株式価値算定書を取得するとともに、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。併せて、対象者取締役会は、第三者委員会から同年8月8日付で答申書の提出を受け(答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容等については、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。)、これらの内容を踏まえた上で、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行ってきたとのことです。

その結果、対象者取締役会は本取引について、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、福祉情報システム事業における競合他社との競争の激化や販売価格の低下、医療情報システム事業における次世代電子カルテ商材開発やサポート体制強化の必要性、対象者グループ全体の持続的かつ健全な成長確保の要請といった対象者を取り巻く事業環境の変化や対象者が直面する経営課題のもと、株主の皆様にもリスク負担が及ぶことを回避しつつ、コア事業である福祉情報システム事業及び医療情報システム事業への経営資源の集中、それに伴うノンコア事業である組込ソフトウェア事業の整理、既存の経営資源を活用した新規事業への先行投資の実行等、対象者の抜本的な事業構造の再構築をスピーディーに実施することを可能とするものであり、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付価格に関して、日比谷監査法人による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジを上回るとともに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであり、かつ、類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの中央値と近似していること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円（本株式分割希薄化後（注5）376円）に対して約33.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年7月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値34,207円（本株式分割希薄化後342円）（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値33,377円（本株式分割希薄化後334円）（小数点以下四捨五入）に対して約49.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値35,563円（本株式分割希薄化後356円）（小数点以下四捨五入）に対して約40.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲であると考えられること、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、平成25年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役3名（取締役4名中、南館伸和氏を除く出席取締役3名）の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

（注1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注2） 南館伸和氏は、対象者の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分として191株（小数点以下を切り捨て、所有割合：0.52%）に相当する対象者普通株式を間接的に保有しておりますが、本応募契約において同氏が応募する旨の合意をしている同氏の所有株式数には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に保有している対象者普通株式（本書提出日現在の191株及び当該株式に係る本株式分割により増加する株式）は含まれておりません。以下同じです。

（注3） 対象者が平成25年6月27日に提出した第31期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者の発行済普通株式の総数36,999株に対する所有割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。なお、本株式分割により対象者普通株式は1株につき100株になりますので、本株式分割効力発生日以降においては、本株式分割の効力発生後に換算した対象者の発行済株式総数3,699,900株（以下「分割後発行済株式総数」といいます。）に対する所有割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

（注4） 本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしておりますので、分割後発行済株式総数3,699,900株の69.61%に相当する株式数である2,575,500株を買付予定数の下限として設定しております。

（注5） 下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」にて定義しているとおり、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮し、本株式分割の影響を考慮する前の対象者株式に係る市場株価を100で除して算出した数値を記載しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、昭和58年6月に、コンピューター関連製品の販売を目的として、岩手県二戸郡一戸町において設立され、その後平成2年に社会福祉法人向けパッケージソフトの開発・販売を開始し、以来、今日まで福祉の分野において、コン

コンピューターシステム開発のパイオニアとして、業務効率の向上に資する多様なコンピューターシステムを企画・開発してきました。福祉情報システム事業では、介護老人保健施設（注1）や介護老人福祉施設（注2）を中心とする施設サービス事業者、訪問介護ステーション（注3）や通所介護事業所・訪問介護事業所を中心とする居宅サービス事業者、及び居宅介護支援事業所（注4）や地域包括支援センターを対象に、幅広い顧客に対してパッケージシステムの企画開発及び販売を行っています。対象者は、このように多種多様な事業者に対する高品質なシステムの企画開発と、永年にわたり積み上げてきた福祉システム市場に関する業務知識やノウハウにより、総合的な提案が可能であることに加え、システム納品時に操作説明を万全に行うことや、システムメンテナンスのための人材を全国に配備してアフターサービスを充実させることなどにより、福祉情報システム市場においては競争優位性を獲得しております。その結果、現在、対象者は、介護老人保健施設については約3,000件の導入実績があり、また、ケアマネジメントの要となる居宅介護支援事業所については約5,600件の導入実績があるなど、福祉情報システム市場において確固たる地位を築くに至っています。

また、福祉情報システムにおける主力販売先である介護老人保健施設や訪問看護ステーションの運営母体である医療法人の多くが病院や診療所を併設して運営している実態があることから、対象者は医療の情報化に係る需要を取り込むことを目的に医療情報システム事業に参入し、平成14年には「電子カルテシステムE R」を開発し、以来、全国で120件の導入実績を有しています。その他、外来・入院患者のレセプト（診療報酬明細書）等の作成が可能で「レセプトコンピューターシステム」など、医療施設の業務効率化を支援するシステムを開発・販売しています。

一方、昨今の我が国経済は、東日本大震災からの復興が進む中、緩やかな回復基調ではあるものの、世界経済の景気低迷からの回復が厳しい状況であるため、先行きは不透明な状況であります。対象者を取り巻く環境としても、主力事業である福祉情報システム市場において、かつての急成長から安定的成長へと移行しており、安定的な成長の中で、居宅サービス事業所において民間事業者の参入が伸びており、業務システム導入に対するコスト意識の高まりから、競合の激化・販売価格の低下といった傾向が見られるようになりました。さらに、介護保険法（平成9年法律第123号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、小規模多機能・地域密着型のサービス拠点の整備に伴う拠点あたりの規模の小型化による販売単価の低下などが予測されます。また、医療情報システム市場においては、平成22年5月に国から打ち出された「新たな情報通信技術戦略」において、医療分野へのIT投資について国を挙げて強力に推進することが打ち出されています。医療の現場におきましては、医師や看護師の不足が深刻な問題となっておりますが、診療報酬改定や包括医療制度（DPC）をはじめとした新たな制度が導入され、医療機関は環境の変化に対応する必要に迫られます。これらを背景に、今後も医療情報システムの必要性は増し、電子カルテを中心としたシステムの導入が今まで以上に普及することが予想されます。一方、レセプトコンピューターについては、成熟マーケットとしてプレイヤーが集約されつつある状況にあります。さらに、福祉情報システム事業と医療情報システム事業の双方に跨るトレンドとして、一つは定期的な報酬改訂や制度改正等の法改正に対応して、継続的なシステムの改良が必要になることが挙げられます。これは対象者のような事業者にとって継続的な設備投資負担と、その投資回収サイクルの短期化を意味するものであります。もう一つは、医療と介護の連携の深化があります。厚生労働省の主導により、これまでの介護体制、医療体制から、日常生活圏内で医療・介護・予防・住居が切れ目なく提供される「地域包括ケア」を基盤として、市区町村域、都道府県域等、地域単位で階層的に初期医療から高度医療までの体制が整備されようとしています。

このような事業環境の変化に対し、対象者は以下のような対応を取ってきました。

（ ）福祉情報システムにおけるASP化による顧客の利便性向上

福祉情報システム事業において、従来のクライアント・サーバー型ではなく、インターネットを通じてアプリケーションソフトウェアを利用するASPサービスを提供することで、顧客にとってシステム導入時の初期費用の軽減や、バックアップやバージョンアップに伴う作業負担の軽減、セキュリティ対策の向上、ハードへの依存が低いことによるトラブル時の迅速な復旧等が可能になります。また、対象者にとってもASPは主に月額利用料金を徴収する形態であることから、年間を通じた収益の安定化が可能になります。

（ ）医療情報システムにおけるOEM製品へのシフト

医療情報システムにおいて、電子カルテマーケット拡大の恩恵を享受しつつも、レセプトコンピューターシステム等のソフトウェアのプレイヤーが集約されていく中、対象者は製品をOEM化することで、競合他社を取引先として取り込む戦略を採りました。平成24年7月1日には、機動的かつ柔軟な開発体制を構築するために、対象者の医療開発部門を対象者の完全子会社である株式会社メディプラス（以下「メディプラス」といいます。）に吸収分割により移転し、メディプラスに医療分野における開発業務を集約しています。

（ ）福祉と医療の連携への対応

福祉と医療の連携にいち早く対応するため、「MC.net」のような医療施設や介護施設で保有している患者の医療と介護に関わる情報を集約し共有することで、シームレスな連携を図り、より良い診療とケア提供を可能にするソフトウェアの開発・販売に取り組んでいます。また、実際に石巻市及び気仙沼市において医療介護連携の稼働実績も有しています。

このように、対象者は様々な取り組みを行ってきており、実際にその結果も芽が出始めているものの、今後市場における競争環境がますます厳しくなることを鑑みると、対象者が長期的に成長していくためには、例えば、福祉情報システム事業における競合製品に対抗するための周辺システムの開発、医療情報システム事業における次世代電子カルテ商材の開発やサポート体制の増強、更なる福祉・医療連携システムの開発等をいち早く展開していくことが必要になると考えています。また、現在の福祉情報システム及び医療情報システムという両コア事業に加えて、これらのコア事業との親和性やシナジーが期待できる新規事業への既存の経営資源を活用した展開も、対象者が長期的に安定した発展を果たすためには速やかに取り組まなければならない課題として認識しており、これらの施策を実行するには、更なる戦略的投資及び機動的な経営判断が必要となります。

もっとも、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性も否定できず、他方、かかるリスクを最小限に押さえるために、かかる施策を縮小し又は先延ばしにすることは、対象者の長期的な競争力・収益を弱めることにつながる可能性があります。

また、対象者は、平成16年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、同年12月にジャスダック証券取引所に上場し、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方、対象者が上場廃止となれば、副次的な効果ではあるものの、現在株式の上場を維持するために必要となっているコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）や人材を上述の対象者の長期的成長に向けた積極的な施策に振り向けることも可能となります。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏は、対象者を非公開化することこそが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、南館伸和氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。そこで、南館伸和氏は、平成25年4月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始しました。その後、南館伸和氏は、平成25年6月6日に同氏を除く対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明をし、平成25年6月10日よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、対象者に対して平成25年6月26日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出し、平成25年7月3日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

その後、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン、対象者（南館伸和氏は含まれません。）及び対象者において設置された第三者委員会及び対象者の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所との間で協議・質疑応答を行い、かつ対象者（南館伸和氏は含まれません。）との間で本取引の諸条件について交渉を行った上、公開買付者において、本取引に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年8月8日に、本公開買付けを行うことを決定しました。

- （注1） 要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等に必要な医療及び日常生活の世話を行うことを目的とした施設であります。入所対象は、病状が比較的安定期にあり～のサービスを必要とする要介護者で、在宅生活への復帰を目指してサービスが提供されます。
- （注2） 要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等や日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設であります。入所対象は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者であります。
- （注3） 訪問介護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。対象は、病状が安定期にあり訪問介護が必要と主治医が認めた要介護者などであります。
- （注4） 介護保険のサービスを希望する方に対して、認定申請の手续や更新の代行を行います。また要支援・要介護認定を受けられた方に対しては、個別のケアプランを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行います。さらにケアプランに基づいたサービス提供が行われているか状況を把握し、給付の管理を行います。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるMBOに該当し、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「本公開買付けの背景等」にも記載しました福祉情報システム事業における競争力の維持・向上のための商品力と営業力の強化、医療情報システム事業における、次世代電子カルテ商材の開発及びサポート体制の強化、既存の経営資源を活用したコア事業と親和性・シナジーのある新規事業への先行投資の実行等について、具体的な対応策の実行可能性を検討していく予定です。

また、対象者のノンコア事業である組込ソフトウェア事業については、今が成長局面であり、成長を決定づけるためには販売体制及び販売後のサポート体制の充実が必要であり、そのためには更なる資金投入が必要となります。しかしながら、上述したコア事業への投資を行うのと同時にノンコア事業である組込ソフトウェア事業に資金を投入する余裕はないと考えています。他方で、この段階で組込ソフトウェア事業に積極的に資金・人材を投入することができなければ、将来的に組込ソフトウェア事業が対象者並びに連結子会社であるメディプラス及び株式会社ワイズマンコンサルティングにとって負担になる可能性が高いと考えております。そこで、コア事業への経営資源集中を実現するために、組込ソフトウェア事業のスピン・オフ（切り離し）を行うことを検討していく予定です。

さらに、将来的にはその他のグループ内再編も必要に応じて行うことを検討していく予定です。

上記の各施策及び組織再編行為の詳細並びにこれらを実行する具体的な日程等については未定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

公開買付者は、対象者の筆頭株主であり代表取締役会長の南館伸和氏（本書提出日現在所有株式数：8,188株、所有割合：22.13%）、同氏が代表取締役社長を務める同氏個人の資産管理会社であり対象者の第二位株主である有限会社サウス（本書提出日現在所有株式数：6,000株、所有割合：16.22%）及び同氏の長男である南館聡一郎氏（本書提出日現在所有株式数：321株、所有割合：0.87%）との間で、平成25年8月8日付で本公開買付けに応募する旨の本応募契約をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式（本書提出日現在所有株式数：合計14,509株、所有割合：合計39.21%）について、本株式分割により増加する株式も含め本公開買付けに応募していただく旨の合意をしております。なお、本応募契約において、応募予定株主による応募についての前提条件は規定されておられません。

公開買付者は、本応募契約を除き、対象者の株主との間において本公開買付けへの応募に係る重要な合意はしていません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、下記のような措置を実施しました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値及び本株式分割を考慮した希薄化後（以下「本株式分割希薄化後」といいます。）（注1）の株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 33,377円～37,600円（本株式分割希薄化後 334円～376円）

DCF法 44,829円～53,171円（本株式分割希薄化後 448円～532円）

類似会社比較法 27,290円～64,735円（本株式分割希薄化後 273円～647円）

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年8月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を33,377円（本株式分割希薄化後334円）から37,600円（本株式分割希薄化後376円）までと算定しております。

株価採用期間		1株当たり株式価値	本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年8月7日	37,600円	376円
直近1ヶ月平均	平成25年7月8日～平成25年8月7日	34,207円	342円
直近3ヶ月平均	平成25年5月8日～平成25年8月7日	33,377円	334円
直近6ヶ月平均	平成25年2月8日～平成25年8月7日	35,563円	356円
算定結果		33,377～37,600円	334～376円

(注) 市場株価平均法で使用している対象者普通株式の普通取引終値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、当該統合日である平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。なお、以下、対象者の普通取引終値に基づく計算につき同じです。

- () DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が44,829円（本株式分割希薄化後448円）から53,171円（本株式分割希薄化後532円）と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想（平成26年3月期から平成30年3月期までの5期分）を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。
- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を27,290円（本株式分割希薄化後273円）から64,735円（本株式分割希薄化後647円）までと算定しております。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年8月8日に本公開買付価格を1株当たり500円に決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本株式分割希薄化後の価格です。すなわち、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格を設定しておりますので、本株式分割効力発生前に換算した買付け等の価格（公開買付価格）は、対象者普通株式1株につき金50,000円となります。

また、本公開買付価格である1株当たり500円に相当する本株式分割を考慮した希薄化前の1株当たり50,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円（本株式分割希薄化後376円）に対して、約33.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年7月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値34,207円（本株式分割希薄化後342円）（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値33,377円（本株式分割希薄化後334円）（小数点以下四捨五入）に対して約49.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値35,563円（本株式分割希薄化後356円）（小数点以下四捨五入）に対して約40.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年8月8日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値38,100円（本株式分割希薄

化後381円)に対して約31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となっております。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(注1)「本株式分割希薄化後」として記載している株式価値及び市場株価は、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮し、本株式分割の影響を考慮する前の対象者株式に係る株式価値及び市場株価を100で除して算出した数値です。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年8月8日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣(本公開買付けについて特別の利害関係を有する南館伸和氏を除きます。)から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後の株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 34,358円～36,108円(本株式分割希薄化後 344円～361円)

DCF法 41,489円～56,631円(本株式分割希薄化後 415円～566円)

類似企業比較法 41,125円～68,387円(本株式分割希薄化後 411円～684円)

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、株式価値算定書作成の前営業日である平成25年8月7日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の出来高加重平均値34,502円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月の出来高加重平均値34,358円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月の出来高加重平均値36,108円(小数点以下四捨五入)を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を34,358円(本株式分割希薄化後344円)から36,108円(本株式分割希薄化後361円)までと算定しているとのことです。なお、市場株価法で使用している対象者普通株式の出来高加重平均値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、当該統合日である平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであるとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画をもとに、平成25年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年3月期(9ヶ月)から平成30年3月期までの5期分の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を41,489円(本株式分割希薄化後415円)から56,631円(本株式分割希薄化後566円)までと算定しているとのことです。割引率は、事業セグメント別に6.23%から11.99%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.25%から0.25%として算定しているとのことです。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の財務予測において、主にソフトウェアの減価償却費の減少に伴って、平成27年3月期の営業利益の大幅な増益が見込まれているとのことです。また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されていないとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成26年 3月期(9ヶ月)	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
売上高	6,739	8,913	9,405	9,785	9,795
営業利益	95	700	1,142	1,543	1,483
E B I T D A	1,684	2,017	2,462	2,747	2,604
フリー・キャッシュ・フロー	212	160	757	1,023	879

類似企業比較法では、対象者の事業セグメント別に事業内容、事業規模等の類似性を考慮し、エヌ・デーソフトウェア株式会社、株式会社ソフトウェア・サービス、株式会社E Mシステムズ、シナジーマーケティング株式会社、アプリックIPホールディングス株式会社、株式会社セック、株式会社シーイーシー、ITbook株式会社、オリジナル設計株式会社、いであ株式会社、E・Jホールディングス株式会社及び日本工営株式会社を類似会社として抽出した上、事業セグメント別に算定したEV/EBITDA倍率を用いて分析を行い、普通株式の1株当たりの価値の範囲を41,125円(本株式分割希薄化後411円)から68,387円(本株式分割希薄化後684円)までと算定しているとのことです。

以上より、日比谷監査法人から対象者が取得した株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年8月7日を評価基準日として、市場株価法では34,358円(本株式分割希薄化後344円)から36,108円(本株式分割希薄化後361円)、DCF法では41,489円(本株式分割希薄化後415円)から56,631円(本株式分割希薄化後566円)、類似企業比較法では41,125円(本株式分割希薄化後411円)から68,387円(本株式分割希薄化後684円)と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者取締役会は、日比谷監査法人より、対象者普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、日比谷監査法人による上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。なお、対象者は、平成25年5月1日に「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、当該公表の内容及び時期、並びにその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年7月2日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する鈴木康弘氏(委員長、対象者社外監査役)、山崎想夫氏(公認会計士・税理士)及び多田光毅氏(弁護士、隼あすか法律事務所所属)の3氏を選定したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するか)の検討を含む、(b)本取引の条件の妥当性(本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及び本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む)、(c)本取引の透明性・公正性(対象者株主利益への配慮を含む)及び(d)上記(a)~(c)その他の事項を前提に、本取引が少数株主にとって不利益なものでないか(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者及び公開買付者より提出された各資料(すでに公表している対象者の決算説明会資料等を含みます。)を確認・検証するとともに、対象者の経営課題や現状等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間で質疑応答を行い、公開買付者からの提案における本取引の意義や効果等について、より詳細かつ具体的に検討すべき事項の抽出を行ったとのことです。

その上で、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンの参加した第三者委員会において、本公開買付けを含む本取引の意義・目的、南館伸和氏が対象者において必要と認識している抜本的な事業構造の再構築の具体的な内容等及び本取引に関する諸条件等について直接説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。これらの説明等を踏まえ、第三者委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間でさらに協議を行い、また第三者委員間での討議を重ねたとのことです。

また、第三者委員会は、対象者企業価値に対して本取引が有する効果等に関する検討と並行して、日比谷監査法人が作成した株式価値算定書の提出を受け、日比谷監査法人から当該株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の価値評価に関する説明を受けているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成25年8月8日に、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられる、本取引においては、経済産業省から公表されている「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」の要請や趣旨に沿った対応がとられており、本取引に係る手続は公正なものと認められる、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと考えられるとした上で、本諮問事項につき、(a)対象者の中長期的な競争力を強化するためには、抜本的な事業構造の再構築が必要であり、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、本取引の目的

は合理的なものであり、(b)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に当該普通株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定され、買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付価格は合理的なプレミアムを付した価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、したがって(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出したとのことです。なお、答申書においては、平成25年5月1日に公表された「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」について、当該公表が連結業績予想数値の各利益等の上方修正を含むものであることや、これに関連する関係会社株式評価損等の計上が本取引の提案に先立ち、本取引とは無関係に決定されたものであること等に鑑み、対象者株式の市場株価を引き下げる意図があったものとは解されない旨の意見が述べられているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

シティニューワ法律事務所は、必要に応じて、対象者取締役（南館伸和氏は含まれません。）及び監査役、対象者の第三者算定機関である日比谷監査法人、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏、並びに公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンとの間で本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うなどして、事情を聴取し必要な資料の提出を受けるとともに、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催された各第三者委員会に同席するなどして、対象者取締役会に対する法的助言をするにあたり、必要な情報を取得しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である日比谷監査法人から最終的に取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、コア事業への経営資源の集中、それに伴うノンコア事業の整理、既存の経営資源を活用した新規事業への先行投資の実行等の抜本的な事業構造の再構築を可能とし、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成25年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役3名（取締役4名中、南館伸和氏を除く出席取締役3名）の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けにおいて対象者普通株式の全てを取得することを目的としていることから、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、所有割合で69.61%に相当する株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,575,500株）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。当該応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしており、当該買付予定数の下限である2,575,500株（所有割合：69.61%）は、分割後発行済株式総数3,699,900株から、本応募契約を締結している応募予定株主が所有する対象者普通株式の合計（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を控除した株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,249,000株）の過半数（本株式分割の効力発生後換算：1,124,600株、所有割合：30.40%、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する株式数に当たります。）を基礎として、これに応募予定株主からの応募合意数（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記の方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行い、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催すること、並びに上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記を上程することを対象者に対して要請する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類株式の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募しなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

公開買付者は、平成26年1月頃を目処として本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等について、決定次第、速やかに公表する予定とのことです（なお、全部取得条項を付した対象者普通株式を取得する時期につきまして、現時点では、平成26年2月頃が想定されております。）。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、()上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全ての取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの()又は()の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記乃至の手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の普通株主の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があり、また実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

また、公開買付者は、上記各手続の実行後に、対象者との間で、合併を行う予定ですが、その詳細及び具体的な日程等については未定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年8月9日（金曜日）から平成25年10月9日（水曜日）まで（42営業日）
公告日	平成25年8月9日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金500円(注1)																										
新株予約権証券	-																										
新株予約権付社債券	-																										
株券等信託受益証券()	-																										
株券等預託証券()	-																										
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。</p> <p>株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後(注2)の株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 33,377円～37,600円(本株式分割希薄化後 334円～376円) DCF法 44,829円～53,171円(本株式分割希薄化後 448円～532円) 類似会社比較法 27,290円～64,735円(本株式分割希薄化後 273円～647円)</p> <p>()市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年8月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を33,377円(本株式分割希薄化後334円)から37,600円(本株式分割希薄化後376円)までと算定しております。</p> <table border="1" data-bbox="418 1057 1359 1500"> <thead> <tr> <th colspan="2">株価採用期間</th> <th>1株当たり株式価値</th> <th>本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定基準日終値</td> <td>平成25年8月7日</td> <td>37,600円</td> <td>376円</td> </tr> <tr> <td>直近1ヶ月平均</td> <td>平成25年7月8日～ 平成25年8月7日</td> <td>34,207円</td> <td>342円</td> </tr> <tr> <td>直近3ヶ月平均</td> <td>平成25年5月8日～ 平成25年8月7日</td> <td>33,377円</td> <td>334円</td> </tr> <tr> <td>直近6ヶ月平均</td> <td>平成25年2月8日～ 平成25年8月7日</td> <td>35,563円</td> <td>356円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">算定結果</td> <td>33,377～37,600円</td> <td>334～376円</td> </tr> </tbody> </table>			株価採用期間		1株当たり株式価値	本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値	算定基準日終値	平成25年8月7日	37,600円	376円	直近1ヶ月平均	平成25年7月8日～ 平成25年8月7日	34,207円	342円	直近3ヶ月平均	平成25年5月8日～ 平成25年8月7日	33,377円	334円	直近6ヶ月平均	平成25年2月8日～ 平成25年8月7日	35,563円	356円	算定結果		33,377～37,600円	334～376円
株価採用期間		1株当たり株式価値	本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値																								
算定基準日終値	平成25年8月7日	37,600円	376円																								
直近1ヶ月平均	平成25年7月8日～ 平成25年8月7日	34,207円	342円																								
直近3ヶ月平均	平成25年5月8日～ 平成25年8月7日	33,377円	334円																								
直近6ヶ月平均	平成25年2月8日～ 平成25年8月7日	35,563円	356円																								
算定結果		33,377～37,600円	334～376円																								

() DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が44,829円(本株式分割希薄化後448円)から53,171円(本株式分割希薄化後532円)と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想(平成26年3月期から平成30年3月期までの5期分)を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

() 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を27,290円(本株式分割希薄化後273円)から64,735円(本株式分割希薄化後647円)までと算定しております。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年8月8日に本公開買付価格を1株当たり500円に決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本株式分割希薄化後の価格です。すなわち、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格を設定しておりますので、本株式分割効力発生前に換算した買付け等の価格(公開買付価格)は、対象者普通株式1株につき金50,000円となります。

また、本公開買付価格である1株当たり500円に相当する本株式分割を考慮した希薄化前の1株当たり50,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円(本株式分割希薄化後376円)に対して、約33.0%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年7月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値34,207円(本株式分割希薄化後342円)(小数点以下四捨五入)に対して約46.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成25年5月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値33,377円(本株式分割希薄化後334円)(小数点以下四捨五入)に対して約49.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成25年2月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値35,563円(本株式分割希薄化後356円)(小数点以下四捨五入)に対して約40.6%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年8月8日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値38,100円(本株式分割希薄化後381円)に対して約31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となっております。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者は、平成16年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、同年12月にジャスダック証券取引所に上場し、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方、対象者が上場廃止となれば、副次的な効果ではあるものの、現在株式の上場を維持するために必要となっているコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）や人材を上述の対象者の長期的成長に向けた積極的な施策に振り向けることも可能となります。</p> <p>このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏は、対象者を非公開化することこそが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果断に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、南館伸和氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果断に実行していくことができると考えております。そこで、南館伸和氏は、平成25年4月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始しました。その後、南館伸和氏は、平成25年6月6日に同氏を除く対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明をし、平成25年6月10日よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、対象者に対して平成25年6月26日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出し、平成25年7月3日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。その後、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン、対象者（南館伸和氏は含まれません。）及び対象者において設置された第三者委員会及び対象者の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所との間で協議・質疑応答を行い、かつ対象者（南館伸和氏は含まれません。）との間で本取引の諸条件について交渉を行った上、公開買付者において、本取引に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年8月8日に、本公開買付けを行うことを決定しました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、下記のような措置を実施しました。</p> <p>公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。</p>
-------	--

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後の株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 33,377円～37,600円（本株式分割希薄化後 334円～376円）

DCF法 44,829円～53,171円（本株式分割希薄化後 448円～532円）

類似会社比較法 27,290円～64,735円（本株式分割希薄化後 273円～647円）

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年8月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を33,377円（本株式分割希薄化後334円）から37,600円（本株式分割希薄化後376円）までと算定しております。

株価採用期間		1株当たり株式価値	本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年8月7日	37,600円	376円
直近1ヶ月平均	平成25年7月8日～ 平成25年8月7日	34,207円	342円
直近3ヶ月平均	平成25年5月8日～ 平成25年8月7日	33,377円	334円
直近6ヶ月平均	平成25年2月8日～ 平成25年8月7日	35,563円	356円
算定結果		33,377～37,600円	334～376円

- () DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が44,829円（本株式分割希薄化後448円）から53,171円（本株式分割希薄化後532円）と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者の一部の役員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想（平成26年3月期から平成30年3月期までの5期分）を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を27,290円（本株式分割希薄化後273円）から64,735円（本株式分割希薄化後647円）までと算定しております。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年8月8日に本公開買付価格を1株当たり500円に決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本株式分割希薄化後の価格です。すなわち、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格を設定しておりますので、本株式分割効力発生前に換算した買付け等の価格（公開買付価格）は、対象者普通株式1株につき金50,000円となります。

また、本公開買付価格である1株当たり500円に相当する本株式分割を考慮した希薄化前の1株当たり50,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円（本株式分割希薄化後376円）に対して、約33.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年7月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値34,207円（本株式分割希薄化後342円）（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値33,377円（本株式分割希薄化後334円）（小数点以下四捨五入）に対して約49.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値35,563円（本株式分割希薄化後356円）（小数点以下四捨五入）に対して約40.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年8月8日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値38,100円（本株式分割希薄化後381円）に対して約31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となっております。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年8月8日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（本公開買付けについて特別の利害関係を有する南館伸和氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後の株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 34,358円～36,108円（本株式分割希薄化後 344円～361円）

DCF法 41,489円～56,631円（本株式分割希薄化後 415円～566円）

類似企業比較法 41,125円～68,387円（本株式分割希薄化後 411円～684円）

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、株式価値算定書作成の前営業日である平成25年8月7日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の出来高加重平均値34,502円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の出来高加重平均値34,358円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の出来高加重平均値36,108円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を34,358円（本株式分割希薄化後344円）から36,108円（本株式分割希薄化後361円）までと算定しているとのことです。なお、市場株価法で使用している対象者普通株式の出来高加重平均値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、当該統合日である平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであるとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画をもとに、平成25年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年3月期（9ヶ月）から平成30年3月期までの5期分の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を41,489円（本株式分割希薄化後415円）から56,631円（本株式分割希薄化後566円）までと算定しているとのことです。割引率は、事業セグメント別に6.23%から11.99%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.25%から0.25%として算定しているとのことです。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の財務予測において、主にソフトウェアの減価償却費の減少に伴って、平成27年3月期の営業利益の大幅な増益が見込まれているとのことです。また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されていないとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年 3月期 (9ヶ月)	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
売上高	6,739	8,913	9,405	9,785	9,795
営業利益	95	700	1,142	1,543	1,483
E B I T D A	1,684	2,017	2,462	2,747	2,604
フリー・キャッ シュ・フロー	212	160	757	1,023	879

類似企業比較法では、対象者の事業セグメント別に事業内容、事業規模等の類似性を考慮し、エヌ・デーソフトウェア株式会社、株式会社ソフトウェア・サービス、株式会社EMシステムズ、シナジーマーケティング株式会社、アプリックIPホールディングス株式会社、株式会社セック、株式会社シーイーシー、ITbook株式会社、オリジナル設計株式会社、いであ株式会社、E・Jホールディングス株式会社及び日本工営株式会社を類似会社として抽出した上、事業セグメント別に算定したEV/EBITDA倍率を用いて分析を行い、普通株式の1株当たりの価値の範囲を41,125円（本株式分割希薄化後411円）から68,387円（本株式分割希薄化後684円）までと算定しているとのことです。

以上より、日比谷監査法人から対象者が取得した株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年8月7日を評価基準日として、市場株価法では34,358円（本株式分割希薄化後344円）から36,108円（本株式分割希薄化後361円）、DCF法では41,489円（本株式分割希薄化後415円）から56,631円（本株式分割希薄化後566円）、類似企業比較法では41,125円（本株式分割希薄化後411円）から68,387円（本株式分割希薄化後684円）と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者取締役会は、日比谷監査法人より、対象者普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、日比谷監査法人による上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。なお、対象者は、平成25年5月1日に「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、当該公表の内容及び時期、並びにその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年7月2日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する鈴木康弘氏（委員長、対象者社外監査役）、山崎想夫氏（公認会計士・税理士）及び多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所所属）の3氏を選定したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかの検討を含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及び本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（対象者株主利益への配慮を含む。）及び(d)上記(a)～(c)その他の事項を前提に、本諮問事項について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者及び公開買付者より提出された各資料（すでに公表している対象者の決算説明会資料等を含みます。）を確認・検証するとともに、対象者の経営課題や現状等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間で質疑応答を行い、公開買付者からの提案における本取引の意義や効果等について、より詳細かつ具体的に検討すべき事項の抽出を行ったとのことです。

その上で、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンの参加した第三者委員会において、本公開買付けを含む本取引の意義・目的、南館伸和氏が対象者において必要と認識している抜本的な事業構造の再構築の具体的内容及び本取引に関する諸条件等について直接説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。これらの説明等を踏まえ、第三者委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間でさらに協議を行い、また第三者委員間での討議を重ねたとのことです。

また、第三者委員会は、対象者企業価値に対して本取引が有する効果等に関する検討と並行して、日比谷監査法人が作成した株式価値算定書の提出を受け、日比谷監査法人から当該株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の価値評価に関する説明を受けているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成25年8月8日に、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられる、本取引においては、経済産業省から公表されている「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」の要請や趣旨に沿った対応がとられており、本取引に係る手続は公正なものと認められる、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと考えられるとした上で、本諮問事項につき、(a)対象者の中長期的な競争力を強化するためには、抜本的な事業構造の再構築が必要であり、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に当該普通株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定され、買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付価格は合理的なプレミアムを付した価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、したがって(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出したとのことです。なお、答申書においては、平成25年5月1日に公表された「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」について、当該公表が連結業績予想数値の各利益等の上方修正を含むものであることや、これに関連する関係会社株式評価損等の計上本取引の提案に先立ち、本取引とは無関係に決定されたものであること等に鑑み、対象者株式の市場株価を引き下げの意図があったものとは解されない旨の意見が述べられているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

シティユーワ法律事務所は、必要に応じて、対象者取締役（南館伸和氏は含まれません。）及び監査役、対象者の第三者算定機関である日比谷監査法人、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏、並びに公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンとの間で本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うなどして、事情を聴取し必要な資料の提出を受けるとともに、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催された各第三者委員会に同席するなどして、対象者取締役に對する法的助言をするにあたり、必要な情報を取得しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である日比谷監査法人から最終的に取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、コア事業への経営資源の集中、それに伴うノンコア事業の整理、既存の経営資源を活用した新規事業への先行投資の実行等の抜本的な事業構造の再構築を可能とし、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成25年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役3名（取締役4名中、南館伸和氏を除く出席取締役3名）の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けにおいて対象者普通株式の全てを取得することを目的としていることから、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、所有割合で69.61%に相当する株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,575,500株）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。当該応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしており、当該買付予定数の下限である2,575,500株（所有割合：69.61%）は、分割後発行済株式総数3,699,900株から、本応募契約を締結している応募予定株主が所有する対象者普通株式の合計（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を控除した株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,249,000株）の過半数（本株式分割の効力発生後換算：1,124,600株、所有割合：30.40%、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する株式数に当たります。）を基礎として、これに応募予定株主からの応募合意数（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

- (注1) 買付け等の価格は、本株式分割希薄化後の価格です。すなわち、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格を設定しておりますので、本株式分割効力発生前に換算した買付け等の価格は、普通株式1株につき、金50,000円となります。
- (注2) 「本株式分割希薄化後」として記載している株式価値及び市場株価は、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮し、本株式分割の影響を考慮する前の対象者株式に係る株式価値及び市場株価を100で除して算出した数値です。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,699,900(株)(注2)	2,575,500(株)(注3)	- (株)

- (注1) 本株式分割により対象者普通株式は1株につき100株になりますが、本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の平成25年10月17日の予定であり、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしておりますので、買付予定の株券等の数は、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生前の100倍の株式数）を記載しております。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である分割後発行済株式総数（3,699,900株）を買付予定数として設定しております。
- (注3) 上記(注1)のとおり、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしておりますので、分割後発行済株式総数3,699,900株の69.61%に相当する株式数である2,575,500株を買付予定数の下限として設定しております。

(注4) 応募株券等の総数が上記(注3)に記載する買付予定数の下限(本株式分割の効力発生後換算:2,575,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,999
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年8月9日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年8月9日現在)(個)(g)	14,760
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	36,999
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 対象者は、本株式分割により1株につき100株の割合をもって分割を行う予定ですが、本株式分割効力発生日と同日の平成25年10月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を導入することを決定しておりますので、本株式分割効力発生日の前後において、対象者の議決権数には実質的な変動はありません。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数です。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年8月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年8月9日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者の第31期有価証券報告書(平成25年6月27日提出)記載の総株主等の議決権の数です。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付に係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

本公開買付の決済の開始日は本株式分割効力発生日後の平成25年10月17日の予定であり、本公開買付は本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしております。なお、本株式分割効力発生日前に応募の手続をされる場合でも、実際に応募の対象となるのは本株式分割効力発生後の株券等となりますが、本株式分割効力発生日前には、応募株主等は、本株式分割により増加する株券等の交付を受けておりませんので、「公開買付応募申込書」に所要事項として、本株式分割効力発生後の株券等を前提とした応募株券等の数とともに、参考情報として本株式分割効力発生前の株券等を前提とした応募株券等の数も合わせて記載していただきますようお願いいたします。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同じです。）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,849,950,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,903,950,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,699,900株)に、1株当たりの本公開買付価格(500円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社北日本銀行 (岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号)	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注1) (1)タームローンA 弁済期:平成32年10月16 日(分割返済) 金利:全銀協日本円T I B O Rに基づく変 動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:平成32年10月16 日(期限一括返 済) 金利:全銀協日本円T I B O Rに基づく変 動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 2,000,000 (2)タームローンB 3,000,000
計(b)				5,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社北日本銀行から5,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成25年8月8日付で取得しております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
投資業務	M C o 3号投資事業有限責任組合 東京都丸の内一丁目11番1号	買付け等に要する資金に充 当するための借入(注2) タームローン 弁済期:平成33年4月16日 (期限一括返済) 金利:固定金利 担保:対象者株式等	500,000
-	-	-	-
計(c)			500,000

(注2) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、M C o 3号投資事業有限責任組合から500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成25年8月8日付で取得しております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

(注3) 公開買付者は、M C o 3号投資事業有限責任組合より以下の説明を受けております。同組合は、上記金額の融資を実行するにあたって、同組合の各組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。同組合は、無限責任組合員である株式会社メザニンの他、有限責任組合員である銀行、信託銀行(年金基金の受託者としての信託銀行を含みます。)、投資事業有限責任組合、適格機関投資家である事業会社を組合員としておりますが、同組合は、融資証明書を発行するにあたり、同組合の各組合員並びに投資事業有限責任組合の組合員及び信託銀行を受託者とする年金基金の資力について、直近の貸借対照表その他の財務資料、残高証明書又は(年金基金については)運用資産残高若しくは年金資産金額を確認する方法により確認しているとのこととす。同組合によるかかる確認の結果、公開買付者は、同組合の各組合員の資力に疑義が無く、上記金額の融資に必要な資金の全てについて各組合員から出資を受けられることが確実であると考えております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
南館伸和氏による出資(注4)	390,000
南館聡一郎氏による出資(注5)	15,000
有限会社サウスによる出資(注6)	245,000
計(d)	650,000

- (注4) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、南館伸和氏から390,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成25年8月8日付で取得しております。なお、当該出資契約においては、出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。また、公開買付者に出資を行う南館伸和氏は、株式会社北日本銀行から、390,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、南館聡一郎氏から15,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成25年8月8日付で取得しております。なお、当該出資契約においては、出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。また、公開買付者に出資を行う南館聡一郎氏は、株式会社北日本銀行から、15,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。
- (注6) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、有限会社サウスから245,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成25年8月8日付で取得しております。なお、当該出資契約においては、出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。また、公開買付者に出資を行う有限会社サウスは、株式会社北日本銀行から、245,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,150,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- (2) 【決済の開始日】
平成25年10月17日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,575,500株）（注）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注） 本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしておりますので、分割後発行済株式総数3,699,900株の69.61%に相当する株式数である2,575,500株を買付予定数の下限として設定しております。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準じる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は（注）、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

（注） 対象者は、本株式分割効力発生日（平成25年10月1日）において、令第13条第1項に定める行為である本株式分割（1株を100株とする株式分割）を行う予定です。但し、本公開買付価格（普通株式1株につき金500円）は、本株式分割の影響を考慮した本株式分割希薄化後の価格ですので、公開買付者は、本株式分割に伴い買付け等の価格の引下げを行う予定はありません。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成25年7月	商号をNMホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目11番1号、資本金を100万円とする株式会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。

- (1) 会社の株式又は持分を取得、所有及び処分することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (2) 前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年8月9日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
1,000,000	10

- (注1) 公開買付者は、公開買付期間終了後、南館伸和氏に対する第三者割当増資を実施し、南館伸和氏は公開買付者の普通株式及び無議決権種類株式（払込価額総額3億9,000万円）を引き受ける予定です。
- (注2) 公開買付者は、公開買付期間終了後、南館聡一郎氏に対する第三者割当増資を実施し、南館聡一郎氏は公開買付者の普通株式（払込価額総額1,500万円）を引き受ける予定です。
- (注3) 公開買付者は、公開買付期間終了後、有限会社サウスに対する第三者割当増資を実施し、有限会社サウスは公開買付者の無議決権種類株式（払込価額総額2億4,500万円）を引き受ける予定です。

【大株主】

平成25年8月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
南館 伸和	岩手県盛岡市上ノ橋町5番10号	10	100.00
計	-	10	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年8月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	南館 伸和	昭和25年2月19日	昭和58年6月 対象者設立 代表取締役社長 平成8年4月 (株)ワイズマンコンサルティング 設立 代表取締役社長 平成20年8月 ハートランド・データ(株)代表取 締役社長 平成21年1月 ハートランド・データ(株)取締役 会長 平成21年5月 (株)ワイズマンコンサルティング 取締役会長(現在) 平成21年6月 対象者代表取締役会長 平成21年9月 対象者代表取締役会長第二営業 本部長 平成21年10月 (株)メディプラス代表取締役社長 (現任) 平成21年11月 対象者代表取締役会長医療事業 本部長(現任) 平成24年2月 ハートランド・データ(株)代表取 締役会長兼社長 平成24年5月 ハートランド・データ(株)代表取 締役社長(現任) 平成25年7月 公開買付者設立 代表取締役(現 任)	10
計					10

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成25年7月3日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

(注) 対象者は、平成25年10月1日を効力発生日として、本株式分割により1株につき100株の割合をもって分割を行う予定ですが、本「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」は、本書提出日現在までの状況を記載しておりますので、本株式分割効力発生前の株式数で記載しております。なお、対象者は、本株式分割効力発生日と同日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を導入することを決定しておりますので、本株式分割効力発生日の前後において、対象者の議決権数には実質的な変動はありません。

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14,760(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	14,760	-	-
所有株券等の合計数	14,760	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14,760(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	14,760	-	-
所有株券等の合計数	14,760	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年8月9日現在)

氏名又は名称	南館 伸和
住所又は所在地	岩手県盛岡市上ノ橋町5番10号
職業又は事業の内容	公開買付者代表取締役 対象者代表取締役会長
連絡先	連絡先 波多野 舞子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社 電話番号 (03) 6212-7233
公開買付者との関係	公開買付者の代表取締役 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

(平成25年8月9日現在)

氏名又は名称	有限会社サウス
住所又は所在地	岩手県盛岡市上ノ橋町5番10号
職業又は事業の内容	有価証券の運用及び管理
連絡先	連絡先 波多野 舞子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社 電話番号 (03) 6212-7233
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 有限会社サウスは、対象者の株券等を直接取得することを予定しておりませんが、本公開買付けの成立後、公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(平成25年8月9日現在)

氏名又は名称	南館 聡一郎
住所又は所在地	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目11番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者従業員
連絡先	連絡先 波多野 舞子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社 電話番号 (03)6212-7233
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

(平成25年8月9日現在)

氏名又は名称	南館 房子
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号(買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡先 波多野 舞子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社 電話番号 (03)6212-7233
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

【所有株券等の数】

南館 伸和

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,379(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	8,379	-	-
所有株券等の合計数	8,379	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(191株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数191個を含めております。

有限会社サウス

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,000 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	6,000	-	-
所有株券等の合計数	6,000	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

南館 聡一郎

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	321 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	321	-	-
所有株券等の合計数	321	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

南館 房子

(平成25年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	60 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	60	-	-
所有株券等の合計数	60	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
南館 伸和	普通株式	6(株)	-	6(株)

(注) 上記は、対象者の役員持株会を通じた買付けにより取得したものです(小数点以下切り捨て)。平成25年6月11日に3.3株(小数点以下第二位切り捨て)、平成25年7月11日に2.9株(小数点以下第二位切り捨て)を取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者の筆頭株主であり代表取締役会長の南館伸和氏(本書提出日現在所有株式数:8,188株、所有割合:22.13%)、同氏が代表取締役社長を務める同氏個人の資産管理会社であり対象者の第二位株主である有限会社サウス(本書提出日現在所有株式数:6,000株、所有割合:16.22%)及び同氏の長男である南館聡一郎氏(本書提出日現在所有株式数:321株、所有割合:0.87%)との間で、平成25年8月8日付で本公開買付けに応募する旨の本応募契約をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式(本書提出日現在所有株式数:合計14,509株、所有割合:合計39.21%)について、本株式分割により増加する株式も含め本公開買付けに応募していただく旨の合意をしております。なお、本応募契約において、応募予定株主による応募についての前提条件は規定されておられません。

公開買付者は、本応募契約を除き、対象者の株主との間において本公開買付けへの応募に係る重要な合意はしていません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、南館伸和氏からの本取引の提案を受け、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、平成25年6月27日付で、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を、同年7月10日付で、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、同年7月2日付で、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、南館伸和氏からの本取引に関する提案の検討を開始いたしました。その後、同年8月2日において、公開買付者から買付価格について、1株当たり450円（本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、45,000円）としたい旨の初期的な提案を受けました。これに対して、対象者は、第三者委員会での協議内容等も踏まえ、平成25年8月5日、公開買付者に対して、買付価格を1株当たり520円（本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、52,000円）に引き上げるよう要請し、これを受け、同月6日、公開買付者から、買付価格を1株当たり500円（本株式分割効力発生前に換算した買付価格は、普通株式1株につき、50,000円）としたい旨の最終提案を受けるに至りました。このように、対象者は、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンとの間で、継続的に買付価格の交渉を行ってまいりました。

対象者取締役会は、上記「3 買付等の目的等」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「対象者における外部の法律事務所からの助言」記載のとおり、第三者算定機関である日比谷監査法人から、平成25年8月2日付で対象者普通株式に関する株式価値算定書のドラフトを、同年8月8日付で正式な株式価値算定書を取得するとともに、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。併せて、対象者取締役会は、第三者委員会から同年8月8日付で答申書の提出を受け、これらの内容を踏まえた上で、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行ってきたとのことです。

その結果、対象者取締役会は本取引について、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、福祉情報システム事業における競合他社との競争の激化や販売価格の低下、医療情報システム事業における次世代電子カルテ商材開発やサポート体制強化の必要性、対象者グループ全体の持続的かつ健全な成長確保の要請といった対象者を取り巻く事業環境の変化や対象者が直面する経営課題のもと、株主の皆様にもリスク負担が及ぶことを回避しつつ、コア事業である福祉情報システム事業及び医療情報システム事業への経営資源の集中、それに伴うノンコア事業である組込ソフトウェア事業の整理、既存の経営資源を活用した新規事業への先行投資の実行等、対象者の抜本的な事業構造の再構築をスピーディーに実施することを可能とするものであり、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付価格に関して、日比谷監査法人による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジを上回るとともに、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであり、かつ、類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの中央値と近似していること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円（本株式分割希薄化後376円）に対して約33.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年7月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値34,207円（本株式分割希薄化後342円）（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値33,377円（本株式分割希薄化後334円）（小数点以下四捨五入）に対して約49.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月8日から平成25年8月7日まで）の普通取引終値の単純平均値35,563円（本株式分割希薄化後356円）（小数点以下四捨五入）に対して約40.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲であると考えられること、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、平成25年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役3名（取締役4名中、南館伸和氏を除く出席取締役3名）の全員一致で当該決議を行っているとのこと。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのこと。なお、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのこと。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の筆頭株主であり代表取締役会長の南館伸和氏（本書提出日現在所有株式数：8,188株、所有割合：22.13%）との間で、平成25年8月8日付で本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しており、この契約において、南館伸和氏が所有する全ての対象者普通株式（本書提出日現在所有株式数：8,188株、所有割合：22.13%）について、本株式分割により増加する株式も含め本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、当該応募契約において、南館伸和氏による応募についての前提条件は規定されておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間終了後、南館伸和氏に対する第三者割当増資を実施し、南館伸和氏は公開買付者の普通株式及び無議決権種類株式（払込価額総額3億9,000万円）を引き受ける予定です。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、昭和58年6月に、コンピューター関連製品の販売を目的として、岩手県二戸郡一戸町において設立され、その後平成2年に社会福祉法人向けパッケージソフトの開発・販売を開始し、以来、今日まで福祉の分野において、コンピューターシステム開発のパイオニアとして、業務効率の向上に資する多様なコンピューターシステムを企画・開発してきました。福祉情報システム事業では、介護老人保健施設（注1）や介護老人福祉施設（注2）を中心とする施設サービス事業者、訪問介護ステーション（注3）や通所介護事業所・訪問介護事業所を中心とする居宅サービス事業者、及び居宅介護支援事業所（注4）や地域包括支援センターを対象に、幅広い顧客に対してパッケージシステムの企画開発及び販売を行っています。対象者は、このように多種多様な事業者に対する高品質なシステムの企画開発と、永年にわたり積み上げてきた福祉システム市場に関する業務知識やノウハウにより、総合的な提案が可能であることに加え、システム納品時に操作説明を万全に行うことや、システムメンテナンスのための人材を全国に配備してアフターサービスを充実させることなどにより、福祉情報システム市場においては競争優位性を獲得しております。その結果、現在、対象者は、介護老人保健施設については約3,000件の導入実績があり、また、ケアマネジメントの要となる居宅介護支援事業所については約5,600件の導入実績があるなど、福祉情報システム市場において確固たる地位を築くに至っています。

また、福祉情報システムにおける主力販売先である介護老人保健施設や訪問看護ステーションの運営母体である医療法人の多くが病院や診療所を併設して運営している実態があることから、対象者は医療の情報化に係る需要を取り込むことを目的に医療情報システム事業に参入し、平成14年には「電子カルテシステムER」を開発し、以来、全国で120件の導入実績を有しています。その他、外来・入院患者のレセプト（診療報酬明細書）等の作成が可能で「レセプトコンピューターシステム」など、医療施設の業務効率化を支援するシステムを開発・販売しています。

一方、昨今の我が国経済は、東日本大震災からの復興が進む中、緩やかな回復基調ではあるものの、世界経済の景気低迷からの回復が厳しい状況であるため、先行きは不透明な状況であります。対象者を取り巻く環境としても、主力事業である福祉情報システム市場において、かつての急成長から安定的成長へと移行しており、安定的な成長の中で、居宅サービス事業所において民間事業者の参入が伸びており、業務システム導入に対するコスト意識の高まりから、競合の激化・販売価格の低下といった傾向が見られるようになりました。さらに、介護保険法（平成9年法律第123号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、小規模多機能・地域密着型のサービス拠点の整備に伴う拠点あたりの規模の小型化による販売単価の低下などが予測されます。また、医療情報システム市場においては、平成22年5月に国から打ち出された「新たな情報通信技術戦略」において、医療分野へのIT投資について国を挙げて強力に推進することが打ち出されています。医療の現場におきましては、医師や看護師の不足が深刻な問題となっておりますが、診療報酬改定や包括医療制度（DPC）をはじめとした新たな制度が導入され、医療機関は環境の変化に対応する必要に迫られます。これらを背景に、今後も医療情報システムの必要性は増し、電子カルテを中心としたシステムの導入が今まで以上に普及することが予想されます。一方、レセプトコンピューターについては、成熟マーケットとしてプレイヤーが集約されつつある状況にあります。さらに、福祉情報システム事業と医療情報システム事業の双方に跨るトレンドとして、一つは定期的な報酬改訂や制度改正等の法改正に対応して、継続的なシステムの改良が必要になることが挙げられます。これは対象者のような事業者にとって継続的な設備投資負担と、その投資回収サイクルの短期化を意味するものであります。もう一つは、医療と介護の連携の深化があります。厚生労働省の主導により、これまでの介護体制、医療体制から、日常生活圏内で医療・介護・予防・住居が切れ目なく提供される「地域包括ケア」を基盤として、市区町村域、都道府県域等、地域単位で

階層的に初期医療から高度医療までの体制が整備されようとしています。

このような事業環境の変化に対し、対象者は以下のような対応を取ってきました。

() 福祉情報システムにおけるASP化による顧客の利便性向上

福祉情報システム事業において、従来のクライアント・サーバー型ではなく、インターネットを通じてアプリケーションソフトウェアを利用するASPサービスを提供することで、顧客にとってシステム導入時の初期費用の軽減や、バックアップやバージョンアップに伴う作業負担の軽減、セキュリティ対策の向上、ハードへの依存が低いことによるトラブル時の迅速な復旧等が可能になります。また、対象者にとってもASPは主に月額利用料金を徴収する形態であることから、年間を通じた収益の安定化が可能になります。

() 医療情報システムにおけるOEM製品へのシフト

医療情報システムにおいて、電子カルテマーケット拡大の恩恵を享受しつつも、レセプトコンピューターシステム等のソフトウェアのプレイヤーが集約されていく中、対象者は製品をOEM化することで、競合他社を取引先として取り込む戦略を採りました。平成24年7月1日には、機動的かつ柔軟な開発体制を構築するために、対象者の医療開発部門を対象者の完全子会社であるメディプラスに吸収分割により移転し、メディプラスに医療分野における開発業務を集約しています。

() 福祉と医療の連携への対応

福祉と医療の連携にいち早く対応するため、「MC.net」のような医療施設や介護施設で保有している患者の医療と介護に関わる情報を集約し共有することで、シームレスな連携を図り、より良い診療とケア提供を可能にするソフトウェアの開発・販売に取り組んでいます。また、実際に石巻市及び気仙沼市において医療介護連携の稼働実績も有しています。

このように、対象者は様々な取り組みを行ってきており、実際にその結果も芽が出始めているものの、今後市場における競争環境がますます厳しくなることを鑑みると、対象者が長期的に成長していくためには、例えば、福祉情報システム事業における競合製品に対抗するための周辺システムの開発、医療情報システム事業における次世代電子カルテ商材の開発やサポート体制の増強、更なる福祉・医療連携システムの開発等をいち早く展開していくことが必要になると考えています。また、現在の福祉情報システム及び医療情報システムという両コア事業に加えて、これらのコア事業との親和性やシナジーが期待できる新規事業への既存の経営資源を活用した展開も、対象者が長期的に安定した発展を果たすためには速やかに取り組まなければならない課題として認識しており、これらの施策を実行するには、更なる戦略的投資及び機動的な経営判断が必要となります。

もっとも、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性も否定できず、他方、かかるリスクを最小限に押さえるために、かかる施策を縮小し又は先延ばしにすることは、対象者の長期的な競争力・収益を弱めることにつながる可能性があります。

また、対象者は、平成16年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、同年12月にジャスダック証券取引所に上場し、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方、対象者が上場廃止となれば、副次的な効果ではあるものの、現在株式の上場を維持するために必要となっているコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）や人材を上述の対象者の長期的成長に向けた積極的な施策に振り向けることも可能となります。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏は、対象者を非公開化することこそが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、南館伸和氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。そこで、南館伸和氏は、平成25年4月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始しました。その後、南館伸和氏は、平成25年6月6日に同氏を除く対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト(MBO)の実現可能性を検討したい旨の説明をし、平成25年6月10日よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施した上で、対象者に対して平成25年6月26日に「マネジメント・バイアウト(MBO)に関するご提案書」を提出し、平成25年7月3日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

その後、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン、対象者(南館伸和氏は含まれません。)及び対象者において設置された第三者委員会及び対象者の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所との間で協議・質疑応答を行い、かつ対象者(南館伸和氏は含まれません。)との間で本取引の諸条件について交渉を行った上、公開買付者において、本取引に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年8月8日に、本公開買付けを行うことを決定しました。

- (注1) 要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等に必要医療及び日常生活の世話をを行うことを目的とした施設であります。入所対象は、病状が比較的安定期にあり～のサービスを必要とする要介護者で、在宅生活への復帰を目指してサービスが提供されます。
- (注2) 要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等や日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とした施設であります。入所対象は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者であります。
- (注3) 訪問介護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。対象は、病状が安定期にあり訪問介護が必要と主治医が認めた要介護者などであります。
- (注4) 介護保険のサービスを希望する方に対して、認定申請の受付や更新の代行を行います。また要支援・要介護認定を受けられた方に対しては、個別のケアプランを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行います。さらにケアプランに基づいたサービス提供が行われているか状況を把握し、給付の管理を行います。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるMBOに該当し、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「本公開買付けの背景等」にも記載しました福祉情報システム事業における競争力の維持・向上のための商品力と営業力の強化、医療情報システム事業における、次世代電子カルテ商材の開発及びサポート体制の強化、既存の経営資源を活用したコア事業と親和性・シナジーのある新規事業への先行投資の実行等について、具体的な対応策の実行可能性を検討していく予定です。

また、対象者のノンコア事業である組込ソフトウェア事業については、今が成長局面であり、成長を決定づけるためには販売体制及び販売後のサポート体制の充実が必要であり、そのためには更なる資金投入が必要となります。しかしながら、上述したコア事業への投資を行うのと同時にノンコア事業である組込ソフトウェア事業に資金を投入する余裕はないと考えています。他方で、この段階で組込ソフトウェア事業に積極的に資金・人材を投入することができなければ、将来的に組込ソフトウェア事業が対象者並びに連結子会社であるメディプラス及び株式会社ワイズマンコンサルティングにとって負担になる可能性が高いと考えております。そこで、コア事業への経営資源集中を実現するために、組込ソフトウェア事業のスピンのオフ（切り離し）を行うことを検討していく予定です。

さらに、将来的にはその他のグループ内再編も必要に応じて行うことを検討していく予定です。

上記の各施策及び組織再編行為の詳細並びにこれらを実行する具体的な日程等については未定です。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを認識しており、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、下記のような措置を実施しました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後（注1）の株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 33,377円～37,600円（本株式分割希薄化後 334円～376円）

DCF法 44,829円～53,171円（本株式分割希薄化後 448円～532円）

類似会社比較法 27,290円～64,735円（本株式分割希薄化後 273円～647円）

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年8月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を33,377円（本株式分割希薄化後334円）から37,600円（本株式分割希薄化後376円）までと算定しております。

株価採用期間	1株当たり株式価値	本株式分割希薄化後 1株当たり株式価値
--------	-----------	------------------------

算定基準日終値	平成25年 8 月 7 日	37,600円	376円
直近 1 ヶ月平均	平成25年 7 月 8 日 ~ 平成25年 8 月 7 日	34,207円	342円
直近 3 ヶ月平均	平成25年 5 月 8 日 ~ 平成25年 8 月 7 日	33,377円	334円
直近 6 ヶ月平均	平成25年 2 月 8 日 ~ 平成25年 8 月 7 日	35,563円	356円
算定結果		33,377 ~ 37,600円	334 ~ 376円

() DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が44,829円(本株式分割希薄化後448円)から53,171円(本株式分割希薄化後532円)と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想(平成26年3月期から平成30年3月期までの5期分)を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

() 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を27,290円(本株式分割希薄化後273円)から64,735円(本株式分割希薄化後647円)までと算定しております。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年8月8日に本公開買付価格を1株当たり500円に決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本株式分割希薄化後の価格です。すなわち、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格を設定しておりますので、本株式分割効力発生前に換算した買付け等の価格(公開買付価格)は、対象者普通株式1株につき金50,000円となります。

また、本公開買付価格である1株当たり500円に相当する本株式分割を考慮した希薄化前の1株当たり50,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月7日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の普通取引終値37,600円(本株式分割希薄化後376円)に対して、約33.0%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年7月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値34,207円(本株式分割希薄化後342円)(小数点以下四捨五入)に対して約46.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成25年5月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値33,377円(本株式分割希薄化後334円)(小数点以下四捨五入)に対して約49.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成25年2月8日から平成25年8月7日まで)の普通取引終値の単純平均値35,563円(本株式分割希薄化後356円)(小数点以下四捨五入)に対して約40.6%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年8月8日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値38,100円(本株式分割希薄化後381円)に対して約31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となっております。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(注1) 「本株式分割希薄化後」として記載している株式価値及び市場株価は、本株式分割により平成25年10月1日を効力発生日として対象者普通株式が1株につき100株の割合をもって分割されることを考慮し、本株式分割の影響を考慮する前の対象者株式に係る株式価値及び市場株価を100で除して算出した数値です。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者普通

株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年8月8日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（本公開買付けについて特別の利害関係を有する南館伸和氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び本株式分割希薄化後の株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 34,358円～36,108円（本株式分割希薄化後 344円～361円）

DCF法 41,489円～56,631円（本株式分割希薄化後 415円～566円）

類似企業比較法 41,125円～68,387円（本株式分割希薄化後 411円～684円）

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、株式価値算定書作成の前営業日である平成25年8月7日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の出来高加重平均値34,502円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の出来高加重平均値34,358円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の出来高加重平均値36,108円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を34,358円（本株式分割希薄化後344円）から36,108円（本株式分割希薄化後361円）までと算定しているとのことです。なお、市場株価法で使用している対象者普通株式の出来高加重平均値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、当該統合日である平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであるとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画をもとに、平成25年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年3月期（9ヶ月）から平成30年3月期までの5期分の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を41,489円（本株式分割希薄化後415円）から56,631円（本株式分割希薄化後566円）までと算定しているとのことです。割引率は、事業セグメント別に6.23%から11.99%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.25%から0.25%として算定しているとのことです。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の財務予測において、主にソフトウェアの減価償却費の減少に伴って、平成27年3月期の営業利益の大幅な増益が見込まれているとのことです。また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されていないとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年 3月期(9ヶ月)	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
売上高	6,739	8,913	9,405	9,785	9,795
営業利益	95	700	1,142	1,543	1,483
E B I T D A	1,684	2,017	2,462	2,747	2,604
フリー・キャッシュ・フロー	212	160	757	1,023	879

類似企業比較法では、対象者の事業セグメント別に事業内容、事業規模等の類似性を考慮し、エヌ・デーソフトウェア株式会社、株式会社ソフトウェア・サービス、株式会社EMシステムズ、シナジーマーケティング株式会社、アプリックIPホールディングス株式会社、株式会社セック、株式会社シーイーシー、ITbook株式会社、オリジナル設計株式会社、いであ株式会社、E・Jホールディングス株式会社及び日本工営株式会社を類似会社として抽出した上、セグメント別に算定したEV/EBITDA倍率を用いて分析を行い、普通株式の1株当たりの価値の範囲を41,125円（本株式分割希薄化後411円）から68,387円（本株式分割希薄化後684円）までと算定しているとのことです。

以上より、日比谷監査法人から対象者が取得した株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年8月7日を評価基準日として、市場株価法では34,358円（本株式分割希薄化後344円）から36,108円（本株式分割希薄化後361円）、DCF法では41,489円（本株式分割希薄化後415円）から56,631円（本株式分割希薄化後566円）、類似企業比較法では41,125円（本株式分割希薄化後411円）から68,387円（本株式分割希薄化後

684円)と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者取締役会は、日比谷監査法人より、対象者普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、日比谷監査法人による上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。なお、対象者は、平成25年5月1日に「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、当該公表の内容及び時期、並びにその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年7月2日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する鈴木康弘氏（委員長、対象者社外監査役）、山崎想夫氏（公認会計士・税理士）及び多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所所属）の3氏を選定したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを検討を含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及び本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（対象者株主利益への配慮を含む。）及び(d)上記(a)～(c)その他の事項を前提に、本諮問事項について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者及び公開買付者より提出された各資料（すでに公表している対象者の決算説明会資料等を含みます。）を確認・検証するとともに、対象者の経営課題や現状等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間で質疑応答を行い、公開買付者からの提案における本取引の意義や効果等について、より詳細かつ具体的に検討すべき事項の抽出を行ったとのことです。

その上で、公開買付者の代表取締役である南館伸和氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンの参加した第三者委員会において、本公開買付けを含む本取引の意義・目的、南館伸和氏が対象者において必要と認識している抜本的な事業構造の再構築の具体的内容等及び本取引に関する諸条件等について直接説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。これらの説明等を踏まえ、第三者委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、南館伸和氏を除く対象者の全取締役との間でさらに協議を行い、また第三者委員間での討議を重ねたとのことです。

また、第三者委員会は、対象者企業価値に対して本取引が有する効果等に関する検討と並行して、日比谷監査法人が作成した株式価値算定書の提出を受け、日比谷監査法人から当該株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の価値評価に関する説明を受けているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成25年8月8日に、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられる、本取引においては、経済産業省から公表されている「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」の要請や趣旨に沿った対応がとられており、本取引に係る手続は公正なものと認められる、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと考えられるとした上で、本諮問事項につき、(a)対象者の中長期的な競争力を強化するためには、抜本的な事業構造の再構築が必要であり、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に当該普通株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定され、買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付価格は合理的なプレミアムを付した価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、したがって(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出したとのことです。なお、答申書においては、平成25年5月1日に公表された「平成25年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」について、当該公表が連結業績予想数値の各利益等の上方修正を含むものであることや、これに関連する関係会社株式評価損等の計上本取引の提案に先立ち、本取引とは無関係に決定されたものであること等に鑑み、

対象者株式の市場株価を引き下げの意図があったものとは解されない旨の意見が述べられているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付け及び対象者から独立した法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

シティユーワ法律事務所は、必要に応じて、対象者取締役（南館伸和氏は含まれません。）及び監査役、対象者の第三者算定機関である日比谷監査法人、公開買付けの代表取締役である南館伸和氏、並びに公開買付けのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンとの間で本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うなどして、事情を聴取し必要な資料の提出を受けるとともに、平成25年7月10日より同年8月7日まで合計4回開催された各第三者委員会に同席するなどして、対象者取締役会に対する法的助言をするにあたり、必要な情報を取得しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である日比谷監査法人から最終的に取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付け価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、コア事業への経営資源の集中、それに伴うノンコア事業の整理、既存の経営資源を活用した新規事業への先行投資の実行等の抜本的な事業構造の再構築を可能とし、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成25年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役3名（取締役4名中、南館伸和氏を除く出席取締役3名）の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の代表取締役会長である南館伸和氏は、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付けとの協議・交渉にも参加していないとのことです。

買付予定数の下限の設定

公開買付け者は、上記のとおり、本公開買付けにおいて対象者普通株式の全てを取得することを目的としていることから、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、所有割合で69.61%に相当する株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,575,500株）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。当該応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしており、当該買付予定数の下限である2,575,500株（所有割合：69.61%）は、分割後発行済株式総数3,699,900株から、本応募契約を締結している応募予定株主が所有する対象者普通株式の合計（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を控除した株式数（本株式分割の効力発生後換算：2,249,000株）の過半数（本株式分割の効力発生後換算：1,124,600株、所有割合：30.40%。すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する株式数に当たります。）を基礎として、これに応募予定株主からの応募合意数（本株式分割の効力発生後換算：1,450,900株、所有割合：39.21%）を加えた数となります。このように、公開買付け者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付け者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しております。このように公開買付け期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者普通株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付け者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付

期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)						
月別	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月	平成25年6月	平成25年7月	平成25年8月
最高株価(円)	40,500	42,000	40,400	42,000	33,700	38,000	38,500
最低株価(円)	35,600	36,900	35,600	33,000	29,400	29,000	33,700

(注1) 平成25年8月については、平成25年8月8日までの株価です。

(注2) 株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、対象者普通株式は、当該統合日の平成25年7月16日より東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) 上場しております。それ以前は大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日 東北財務局長に提出

事業年度 第31期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日 東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月9日 東北財務局長に提出
予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ワイズマン

(岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目11番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

(1) 本株式分割等

対象者が平成25年5月24日に公表した「株式分割、単元株制度導入および定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成25年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として、対象者普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うことを決定したとのことです。また、対象者は、平成25年10月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を導入することを決定し、これに伴い、平成25年9月26日をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されるとのことです。

(2) 平成26年3月期 第1四半期決算短信

対象者は、平成25年8月8日付で「平成26年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成26年3月期第1四半期
売上高	1,639百万円
売上原価	1,497百万円
販売費及び一般管理費	532百万円
営業外収益	3,149百万円
営業外費用	16,686百万円
四半期純利益（四半期純損失）	323百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成26年3月期第1四半期
1株当たり四半期純損益	8,730.36円
1株当たり配当額	-
1株当たり純資産額	8,689.53円